

※マンションを除く住宅です。詳しくは裏面をご覧ください

耐震診断・耐震改修等に関するご相談をお受けします

所有者さまが気になる問題に
専門的な知識をもつ相談員がお応えします！
お気軽にご相談ください。

**相談
無料**

こんな疑問は
ありませんか？

耐震診断を
したいけれど、
どうしたら
いいの？

耐震補強は
どのくらいの
費用がかかるの
か知りたい

どんな助成制度
があるのかを
知りたい

耐震化に
あたり資金計画
を相談したい

▶ 建築士やファイナンシャルプランナーなどの
専門家をご自宅に派遣することも可能です。

詳細は裏面をご覧くださいのうえ、下記の電話番号までお問い合わせください。

耐震化総合
相談窓口

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

☎ **03-5989-1470**

相談日 月～金曜日（土日祝日、年末年始は休業）
相談時間 9：00～17：00（水曜日は19：00まで）

Mail : taishin@tokyo-machidukuri.jp

https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/machi/taishin_mainpage



専門家(アドバイザー)無料派遣



建築や法律、税や資金の専門家が
アドバイザーとしてご相談に対応します！

■ 建築士

耐震診断や耐震改修工法や建替え等、建物に関するご相談

■ 弁護士

耐震改修等に伴う登記、相続等、法律に関するご相談

■ 税理士

固定資産税や、改修による税の減免制度等、税金に関するご相談

■ ファイナンシャルプランナー

税金や資金計画、資産運用に関するご相談

戸建住宅等とは・・・

■ 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着工したもので、
下記の①から④のうちいずれかに該当するもの

- ① 一戸建ての住宅(戸建住宅)
- ② 長屋
- ③ 共同住宅(マンション※を除く)
- ④ ①～③で店舗等を兼ねるもの
(店舗等の用に供する部分の床面積
が延べ面積の2分の1未満のもの)

※マンション

共同住宅(店舗等を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの)を含む)のうち
下記すべてに該当

- 耐火建築物又は準耐火建築物
- 延べ面積1,000m²以上
- 上記かつ地階を除く階数3以上(原則)

戸建住宅等に対する助成制度

■ 耐震改修、建替え、除却等の助成制度については、
各区市町村窓口にお問い合わせください。

東京都耐震ポータルサイト(耐震化の助成制度)

<https://www.taishin.metro.tokyo.lg.jp/jyosei/index.html>

